遅　延　理　由　書

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　年　　　月　　　日

農林水産大臣　　　　　　　　殿

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　飼　　　料　　　　製造

　　　　　　　　　　　　　　　業者届を事前に提出しなければならないところ、飼料

　　飼料添加物　　　　輸入

の安全性の確保及び品質の改善に関する法律を熟知していなかったため、遅延いたし

ました。

　今後、このようなことのないよう厳重に注意してまいりますので、よろしくお取り

計らい頂きますようお願いいたします。

連絡先：　　　　　部　担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　e-mail：

遅　延　理　由　書

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　年　　　月　　　日

農林水産大臣　　　　　　　　殿

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　飼　　　料　　　　製造

　　　　　　　　　　　　　　　業者届に変更が生じたので、一月以内に届け出なければ

　　飼料添加物　　　　輸入

ならないところ、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律を熟知していなかったため、遅延いたしました。

　今後、このようなことのないよう厳重に注意してまいりますので、よろしくお取り

計らい頂きますようお願いいたします。

連絡先：　　　　　部　担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　e-mail：